

2022年9月13日

各 位

会社名	ムトー精工 株式会社
代表者	代表取締役社長 田中 肇
コード番号	7927
問合せ先責任者	取締役 管理本部担当 金子 貞夫
電話	058-371-1100

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表しました「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を東海財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行い、その内容を開示しております。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、本日、「内部統制報告書の訂正報告書」を東海財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第58期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
- 第59期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
- 第60期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
- 第61期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
- 第62期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社であるタチバナ精機株式会社（以下、「タチバナ精機」といいます。）において実態に沿わない棚卸資産の計上が行われている疑義が判明したため、当社は2022年7月22日に外部の有識者のみで構成する特別調査委員会を設置し、調査を進めて参りました。当社は、2022年9月13日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、当該子会社において過年度から棚卸資産の架空計上及び滞留在庫の過大評価等の不適切な会計処理

が行われていたことの報告を受けました。

当社は、調査報告書の内容を検討した結果、過年度の決算を訂正し、2018年3月期から2022年3月期の有価証券報告書及び2020年3月期の第2四半期から2022年3月期の第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

当社は、上記不適切な会計処理が生じた原因として、タチバナ精機における関連規程や業務処理統制の不十分な整備・運用もあげられますが、より根源的には、タチバナ精機での会計に関する意識の低さとコンプライアンス意識の欠如にあったものと認識しております。さらに、親会社である当社側での子会社管理も含めたグループガバナンス体制も十分に機能していなかったことも、このような事態を招き、また適時に発見できなかった原因として認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制（当社における統制活動（子会社管理に関する統制）及びタチバナ精機における統制環境に関して有効に機能しなかった部分）及び決算・財務報告プロセス（タチバナ精機において有効に機能しなかった部分）について、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- (1) タチバナ精機の経営管理体制の見直し
- (2) コンプライアンス研修を通じた意識改革
- (3) タチバナ精機における経理関連の各種規程・マニュアル等の全面的な整備・見直し
- (4) タチバナ精機における在庫管理体制の見直し（タチバナ精機内での相互牽制とチェックの仕組みの構築）
- (5) 当社管理部によるタチバナ精機の会計処理（重要性とリスクの高いもの）に関するチェックの仕組みの構築
- (6) 当社におけるグループ・ガバナンス方針の再整理と子会社管理規程の拡充、子会社管理体制の見直し
- (7) 当社監査室と管理部・監査役との連携によるグループ会社に対するモニタリングの強化
- (8) 内部通報制度の仕組みの改善（通報窓口の見直しと周知の徹底）

以上